

令和 5 年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

1 要旨・目的

令和 5 年度職員の給与等勤務条件に係る交渉の結果について報告する。

2 現状・背景

毎年、人事委員会の勧告（職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告）後に、地方公務員法上の職員団体と職員の給与等の勤務条件について確定交渉を行っている。

3 概要

(1) 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議

（県職員連合労働組合、県教職員組合、県高等学校教職員組合）

(2) 交渉日

ア 第 1 回 令和 5 年 10 月 31 日（火）

イ 第 2 回 令和 5 年 11 月 21 日（火）

ウ 第 3 回 令和 5 年 11 月 30 日（木）

(3) 交渉結果

区分	内容	実施時期
人事委員会勧告等	○月例給（公民較差 3,711 円、+0.98%） ・人事委員会勧告どおり、給料表を改定	令和 5 年 4 月
	○期末・勤勉手当（公務 4.40 月 ⇔ 民間 4.51 月） ・4.40 月分 ⇒ 4.50 月分 （期末手当及び勤勉手当：ともに+0.05 月分）	令和 5 年 6 月・12 月
	○医師に対する初任給調整手当 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	令和 5 年 4 月
その他	○高齢層職員の昇給制度の見直し ・55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止	令和 6 年 4 月
	○暫定再任用職員の処遇改善 ・フルタイムの暫定再任用職員の給料月額の水準を調整 （定年引上げ職員（60 歳超の常勤職員）の給料水準を勘案）	
	○会計年度任用職員の勤勉手当 ・会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給	